

○浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第26号

改正 平成30年3月26日告示第19号

(趣旨)

第1条 市長は、グループホーム等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所及び法第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所をいう。以下同じ。）の防火安全対策の強化を図るため、グループホーム等の消防設備の設置に要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（平30告示19・一部改正）

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、本市においてグループホーム等を運営しようとする者又は運営している者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の補助限度額又は補助の対象経費の実支出額から寄附金その他補助の対象経費に係る収入額を控除した額のうち、いずれか少ない額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、市長が定める期日までに、浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款等
- (4) 消防設備の設置に係る見積書の写し

- (5) 消防設備の設置前の状況を示す写真
- (6) 位置図
- (7) 支出の原因を証する書類の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による報告は、浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金実績報告書（別記第3号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の対象となる経費の領収書の写し
- (4) 消防設備の設置途中及び設置完了後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第8条 規則第14条の規定による通知は、浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金額確定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(請求)

第9条 規則第15条の規定による請求は、浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金交付請求書（別記第5号様式）により行うものとする。
(補助金の概算払いの請求及び精算)

第10条 規則第16条第2項の規定による請求は、浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金概算払交付請求書（別記第6号様式）により行うものとする。

2 規則第16条第1項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金概算払精算書（別記第7号様式）を

市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(平30告示19・旧第1項・一部改正)

附 則 (平成30年3月26日告示第19号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表 (第4条・第5条)

| 補助対象経費 | 補助限度額 |
|-----------------------------|--------------------------------------|
| スプリンクラー設備の設置に必要な工事に要する経費 | 1事業所当たり延床面積1m ² につき9,000円 |
| 消火ポンプユニットの設置に必要な工事に要する経費 | 1事業所当たり2,250,000円 |
| 自動火災報知設備の設置に必要な工事に要する経費 | 1事業所当たり1,000,000円 |
| 火災通報装置の設置に必要な工事に要する経費 | 1事業所当たり300,000円 |
| 消防設備の設置に必要な調査費並びに報告書及び図面作成料 | 1事業所当たり500,000円 |

備考 スプリンクラー設備の設置が次の理由により困難な場合は、パッケージ型自動消火設備を設置することを認め、同様の取扱いとする。

- (1) 水源やポンプ室等の設置が土地の制約上困難な場合
- (2) 建物の構造上配管工事が困難である場合
- (3) スプリンクラー設備の設置工事により、入所者及び入居者の処遇等に相当な困難が生じることが認められる場合
- (4) その他スプリンクラー設備の設置が相当困難と認められる場合

別記

第1号様式（第5条）

浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金交付申請書

年　月　日

浦安市長　　様

所 在 地

名 称

代表者氏名

年度浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金の
交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第3条第1項の規定により、
次のとおり申請します。

1 交付申請額　　円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款等
- (4) 消防設備の設置にかかる見積書の写し
- (5) 消防設備の設置前の状況を示す写真
- (6) 位置図
- (7) 支出の原因を証する書類の写し
- (8) その他

第2号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長

印

浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった 年度浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額

円

第3号様式（第7条）

浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金実績報告書

年　月　日

浦安市長

様

所 在 地

名 称

代表者氏名

年　月　日付け 第　号をもって交付決定のあった

年度浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金に係る実績について、浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業経費総額 円

2 交付決定額 円

3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の対象となる経費の領収書の写し
- (4) 消防設備の設置途中及び設置完了後の写真
- (5) その他

第4号様式（第8条）

様

浦安市長

印

第 号
年 月 日

浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした
年度浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金の額について、
浦安市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり確定したので、通知
します。

交付確定額 円

第5号様式（第9条）

浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金交付請求書

年　　月　　日

浦安市長 様
所 在 地
名 称
代表者氏名 ㊞

年　　月　　日付け 第　　号をもって額の確定のあった

年度浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金を、浦安市補助金等交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円

第6号様式（第10条第1項）

浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金概算払交付請求書

年　　月　　日

浦安市長　　様

所 在 地

名 称

代表者氏名

㊞

年　　月　　日付け 第　　号をもって交付決定のあった

年度浦安市障がい者グループホーム等消防設備費補助金を、浦安市補助金等交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。

1 交付決定額　　円

2 概算払請求額　　円

第7号様式（第10条第2項）

浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金概算払精算書

年　月　日

浦安市長

様

所 在 地

名 称

代表者氏名

年　月　日　　付け　　第　　号をもって額の確定のあった

年度浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金について、浦安市障がい者グループホーム等消防設備設置費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり精算します。

1　概算払交付額　　円

2　交付確定額　　円

3　精算額　　円